

	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (平成24年7月5日施行)	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (変更案)	変更理由
1	(名称) 第1条 本会は、「淀川水系流域委員会専門家委員会」(以下「委員会」という。)と称す。	(名称) 第1条 本会は、「淀川水系流域委員会専門家委員会」(以下「委員会」という。)と称す。	
2	(設置) 第2条 委員会は、委員が次の事項につき、意見を述べる場として設置するものとする。 (1) 淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について、意見を述べること (2) 淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること	(設置) 第2条 委員会は、委員が次の事項につき、意見を述べる場として設置するものとする。 (1) 淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について、意見を述べること (2) 淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること	
3	(委員会) 第3条 委員会の委員は、近畿地方整備局長が委嘱する。 2. 委員会には議事進行を行う委員長及び副委員長各1名を置く。 3. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。 4. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。 5. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。 6. 委員会は委員長が招集するものとする。	(委員会) 第3条 委員会の委員は、近畿地方整備局長が委嘱する。 2. 委員の任期は、2年以内とする。 3. 委員は、再任されることができる。ただし、6年を限度とする。 4. 委員会には議事進行を行う委員長及び副委員長各1名を置く。 5. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。 6. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。 7. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。 8. 委員会は委員長が招集するものとする。	・ 任期及び再任限度が明記されていなかったことから追記 ・ 上記追記に伴う項番号を修正

	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (平成 24 年 7 月 5 日施行)	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (変更案)	変更理由
4	(連絡調整会議の出席) 第 4 条 「専門家委員会」と「地域委員会」の連絡調整を行う会議（以下「連絡調整会議」という）が開催される場合には、委員長及び副委員長が出席するものとする。	(連絡調整会議の出席) 第 4 条 「専門家委員会」と「地域委員会」の連絡調整を行う会議（以下「連絡調整会議」という）が開催される場合には、委員長及び副委員長が出席するものとする。	
5	(情報公開) 第 5 条 委員会は、原則として公開する。その公開方針は別紙「情報公開方針【専門家委員会】」によるものとする。	(情報公開) 第 5 条 委員会は、原則として公開する。その公開方針は別紙「情報公開方針【専門家委員会】」によるものとする。	
6	(事務局) 第 6 条 委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河川管理者が行う。 2. 委員会の事務局は、近畿地方整備局に置き、関係府県河川部局及び水資源機構関係部局がこれに協力する。	(事務局) 第 6 条 委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河川管理者が行う。 2. 委員会の事務局は、近畿地方整備局に置き、関係府県河川部局及び水資源機構関係部局がこれに協力する。	
7	(規約の改正) 第 7 条 本規約を改正する必要があると認められたときは、委員会で協議する。	(規約の改正) 第 7 条 本規約を改正する必要があると認められたときは、委員会で協議する。	
8	(雑則) 第 8 条 本規約に定めるもののほか、委員会の実施に際し、必要な事項は、委員会において定める。	(雑則) 第 8 条 本規約に定めるもののほか、委員会の実施に際し、必要な事項は、委員会において定める。	

	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (平成24年7月5日施行)	淀川水系流域委員会専門家委員会規約 (変更案)	変更理由
9	付 則 この規約は、平成24年7月5日から施行する。	付 則 この規約は、平成24年7月5日から施行する。 付 則 (令和4年12月21日) 第3条第2項及び第3項は、令和5年3月1日から施行する。ただし、この施行日以前の任期は含まないものとする。	・ 現委員の再任年数は規約改正後の次回更新時から適用 (現委員の委嘱年数は今期末時点を0年とする)